

令和 7 年瑞穂町農業委員会 4 月総会

令和 7 年 4 月 24 日、令和 7 年瑞穂町農業委員会 4 月総会が瑞穂町役場 2 階 会議室 2-1、2-2 にて開催された。

農業委員会委員

1 番	榎本雄一	2 番	山田明弘	3 番	青木一幸	4 番	鈴木正実
							【欠席】
5 番	坂田敬一	6 番	中野高雄	7 番	古川宗昭	8 番	西村一彦
9 番	村山正信	10 番	細渕日出夫	11 番	吉岡昭夫	12 番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長	水村探太郎	農政係長	田中悠也
(事務局長)		(書記)	
農政係	宮野裕城		

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 諸報告
- 日程第 3 議案第 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
 - 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 7 年瑞穂町農業委員会 4 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、8 番委員西村 一彦さんと 9 番委員の村山 正信さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9 番委員 (村山 正信 君) 議案第 1 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日(水) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ジャガイモ、サトイモ、夏野菜全般を栽培しています。耕作面積は約 30 a です。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が 250 日、妻が 120 日です。所有機械は、トラクター 1 台、耕運機 1 台です。販路につきましては、庭先販売、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ、トマト、ナス等を栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は庭先販売、自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより採決に入ります。議案第 1 号、番号 1 について申請のとおり決す

ることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月17日(月)午前10時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、トウモロコシ、ハクサイ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約450a。農業従事者は本人、妻、従業員が6名です。農業従事日数は本人が350日、妻が320日、従業員が各250日です。所有機械はトラクター4台、管理機8台、軽トラック3台、トラック2台等です。販路につきましては量販店、給食、市場出荷です。取得農地の営農計画は緑肥、ハクサイを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店、給食、市場出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）議案第 2 号番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 （古川 宗昭 君）議案第 2 号、番号 2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日（水）午前 9 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、落花生、ミニトマト、ナス、キュウリ等を栽培しています。耕作面積は約 40 a。農業従事者は本人、息子です。農業従事日数は本人が 250 日、息子が 250 日です。所有機械はトラクター 1 台、管理機 2 台、マルチャー 1 台等です。販路につきましては量販店、直売所です。取得農地の営農計画はサトイモ、ジャガイモ、ネギ、落花生を栽培予定です。通作距離は車で 15 分です。販路は直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

（「意見なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第 3 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めま

す。

事務局 （宮野 裕城 君）議案第 3 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 （田中 俊明 君）議案第 3 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日（水）午前 10 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんは今回初めて農地を取得します。〇〇〇〇さんの現在の営農計画ですが、米、麦、ジャガイモ、ミカン、ブルーベリー等を栽培します。耕作面積は約 30 a です。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械は、コンバイン 1 台、トラクター 1 台、耕運機 3 台等です。販路につきましては、庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

（「質疑なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）議案第 3 号番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 （田中 俊明 君）議案第 3 号、番号 2 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日（水）

午前 11 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。本件は地方公共団体が公用、公共用の目的に供するために権利を取得するものです。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 2 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 4 号番号 1、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 4 号、番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的分家住宅の建築以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 4 号、番号 1 農地法第 5 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 4 月 16 日(水) 午後 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇さんから事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容 1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は農業振興地域内農用地外で、転用目的は分家住宅であり適当と判断しました。

【調査内容 2】資力及び信用についてですが、事務局が見積りと通帳残高の金額にて支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しまし

た。

【調査内容 3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはいないということでした。

【調査内容 4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容 5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請済みであり、自然保護条例に基づく許可申請も不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲の畑は〇〇〇〇さんの関係者の所有であり隣地とは町道で仕切られていることから影響を与えないと判断しました。

【調査内容 11】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 4 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いしま

す。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。
続きまして、報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。
続きまして、報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由置場、駐車場。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由置場、駐車場。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 3 号を終了いたします。
以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 7 年瑞穂町農業委員会 4 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 00 分